明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部改正）

第三百二十九条　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十八条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「又は異議申立て」を削り、「又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は」を「は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改め、「又は異議申立人」を削り、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「意見の」を「前項の意見の」に改め、「又は異議申立人」を削り、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

（南極地域の環境の保護に関する法律の一部改正）

第三百三十条　南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に基づく異議申立て」を「審査請求」に改める。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部改正）

第三百三十一条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「により」の下に「同項の」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第一項の政令で定める市の長が同項の規定によりその行うこととされた事務のうち第十六条第一項の規定による処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があったときは、当該裁決に不服のある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、環境大臣に対して再々審査請求をすることができる。

第二十二条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部改正）

第三百三十二条　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の四の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正）

第三百三十三条　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「第三十六条の二、第三十八条」を「第三十七条」に改める。

第七十五条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、環境大臣は、第二号に掲げる審査請求に関する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項並びに第四十七条の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

第七十五条第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第三十一条」を「行政不服審査法第九条第四項」に、「同条中「その庁の」を「同項中「その」に、「審査員又は」を「公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第百二十一条第一項に規定する審査員又は同法第百十九条の二第一項に規定する」に改める。

第七十六条を次のように改める。

第七十六条　削除

第七十七条の見出しを「（審査請求と訴訟との関係）」に改め、同条中「基づいて機構が行った」の下に「認定又は救済給付の支給に係る」を加え、「又は前条に規定する処分」、「若しくは環境大臣及び「又は同条に規定する処分についての異議申立てに対する厚生労働大臣の決定若しくは同条に規定する処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決」を削る。

第七十九条を次のように改める。

第七十九条　削除

第十四章　防衛省関係

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正）

第三百三十四条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「から行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第七条の規定による異議申立て」を「の申立て」に改め、「、同法第五十条第二項の規定にかかわらず」を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「異議申立て」を「同項の規定による申立て」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による申立ては、防衛省令で定める様式に従い、書面でしなければならない。

第二十二条に次の一項を加える。

6　地方防衛局長は、第一項の規定による申立てをしたときは、第十九条第一項の規定による申立てに係る不作為についての審査請求をすることができない。

第二十三条第二項中「異議申立て」を「同項の規定による申立て」に改める。

第二十九条の見出しを「（審査請求及び訴訟）」に改め、同条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に改め、「、同法第百三十条第二項中「行政不服審査法第十四条第一項本文」とあるのは「行政不服審査法第四十五条」と」を削る。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律の一部改正）

第三百三十五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「三十日」を「三箇月」に改める。

第六条第一項中「第四条第二項」を「第三条第三項又は第四条第二項」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第三百三十六条　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第二項中「又は異議申立て」を削る。

第二十七条の八第三項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条第一項又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改める。

第二十七条の十二第二項中「第十四条第一項又は第四十五条」を「第十八条第一項本文」に改める。

（日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の一部改正）

第三百三十七条　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「三十日」を「三箇月」に改める。

第五条第一項中「第三条第二項」を「第二条第三項又は第三条第二項」に改める。